

(基準の特例)

第30条の6 第30条の2から第30条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度にとどめることができることを認めるときにおいては、適用しない。(ほ)

【解説】

本条は、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災の被害を最少限度に止めることができることを認めるときにおいて当該条例の規定に関する適用を除外することができることを規定したものである。

- 1 本条は、例えば住宅用防災機器に代わる新たに出現する特殊な機器の設置により住宅用防災機器を設置した場合と同等の効果があると認められる場合に、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災の被害を最少限度に止めることができることを認めるときにおいて、当該条例の規定に関する適用除外が認められるものであることを規定したものである。
- 2 条例第30条の3から第30条の5までに定める住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準は、一定の条件を想定して定められた標準的な基準であり、個々の住宅の事情を考慮し、特殊なケースにも対応した規定とはなっていない。明確な判断基準として特殊なケースについても定めておくことが理想的であるが、個別具体的な技術上の基準をあらかじめすべて定めておくことは事実上不可能であることから、消防長又は消防署長が個々の状況を判断し、適用除外とすることとしたものである。
- 3 なお、消防長又は消防署長が本条の適用除外を判断する際には、単に住宅において防火管理が適切に行われているというような主観的な要素は適用除外の要件としては不十分であり、あくまで物的な代替措置又は具体的な環境条件（周囲の状況）が存在し、住宅における火災発生・延焼の可能性が著しく少なく、かつ、火災被害の発生が最少限度に止めることが可能となることが必要とされ、客観的な判断が求められるものである。具体的には、
 - (1) 消防法令の想定していないような高性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されている場合
 - (2) 市町村の助成事業等により、既に住宅用防災警報器と概ね同等の性能を有する住宅用火災警報器等又はこれに類する機器が設置されている場合（第30条の3第1項に定められた住宅の部分に設置されている場合に限る。）
 - (3) 共同住宅の特例基準（「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号）及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基

準の特例について」（平成7年10月5日付け消防予第220号）に定める共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備又は共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている場合などに住宅用防災警報器等の設置を免除することが考えられる。

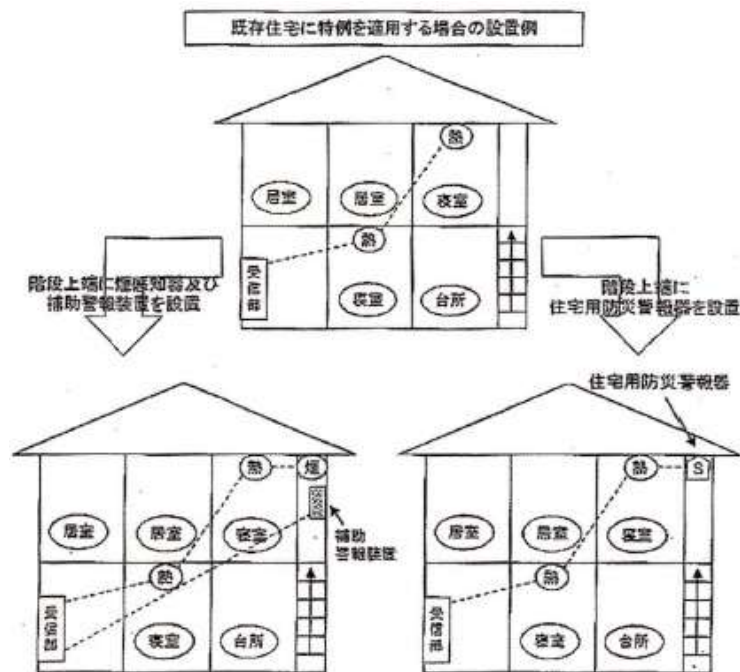
なお、以下の質疑応答を参照されたい。

問1 住宅用防災報知設備に係る規格に適合していない火災感知及び警報機能を有するホームセキュリティシステム（警備業者等が設置している場合を含む。）が既存住宅に設置されている場合、既存住宅への適用期日以降、消防長（消防署長）の特例を適用して差し支えないか。

（答） 既存住宅について、条例で定める適用期日以降は、令第5条の6第2号（条例第30条の2第2号）に規定する住宅用防災報知設備を条例で定める設置維持基準に基づいて設置維持する必要があるが、当該適用期日前に設置された火災感知及び警報機能を有するホームセキュリティシステムであって、次のすべての要件を満たすものを設置している場合は、令第5条の8（条例第30条の6）に基づき条例に定める消防長（消防署長）の特例に係る規定を適用して差し支えない。なお、設置場所については条例に定める基準に適合する必要があること。

- 1 火災感知及び警報機能に係る感知部は、法第21条の2第2項の技術上の規格に適合する感知部又は住宅用火災警報器等規格省令第6条若しくは第7条に定める感度を有する機器を用いていること。
- 2 警報機能を有する機器は、火災警報音の音圧が、70デシベル以上（警報部の中心から前方1メートル離れた地点で測定した値）であり、かつ、令第5条の7第1項第1号（条例第30条の3第1項）に定める住宅の部分が存する階に、住宅の内部にいる者に対して、有効に火災の発生を報知できるように設置されていること。
- 3 1の感知器等の発報と連動して、当該階の警報を発する機器（住宅用防災警報機、補助警報装置等）が鳴動すること。

なお、既存住宅への適用期日以降に、当該ホームセキュリティシステムの感知器等及び受信機の交換等により、機器に変更が加えられる場合、当該変更される部分については、令第5条の6第2号（条例第30条の2第2号）及び条例に定める基準に従い設置をするよう指導すること。



問2 既存住宅に住宅用スプリンクラー設備（水道の給水管に直結するものを含む。）が設置されている場合、消防長（消防署長）の特例を適用して差し支えないか。

（答） 当該設備が、「住宅用スプリンクラー設備に係るガイドラインについて」平成3年3月25日付け消防予第53号）に定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の機能を有する場合、当該設備の有効範囲内の住宅の部分については、令第5条の8（条例第30条の6）に基づき条例に定める消防長（消防署長）の特例に係る規定を適用して差し支えない。

問3 ワンルームマンション等において、調理の煙等により非火災報が頻発する場合等住宅用防災警報器の設置が適さない場合は、消防長（消防署長）の特例を適用し、低温式住宅用火災警報器の設置を認めて差し支えないか。

（答） お見込みのとおり。

問4 令第5条の7第1項第1号ロ（条例第30条の3第1項第2号）の規定により住宅用防災警報器等を設置する場合、当該階段が吹き抜けの階段で、設置基準に従い設置できない場合、又は階段の踊り場等の天井等に設置が困難な場合、設置基準を緩和して差し支えないか。

（答） 住宅の形態等により、設置基準に従い設置できない場合又は設置が困難な場合は、令第5条の8（条例第30条の6）に基づき条例に定める消防長（消防署長）の特例に係る規定を適用し、当該階段に流入した火災の煙を有効に感知できる位置に設置して差し支えない。

問5 既存住宅に設置されている、住宅用防災警報器等規格省令に適合する住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器が、条例に定める壁等からの離隔距離が確保されていない場合、消防長（消防署長）の特例を適用して差し支えないか。

（答） 当該住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器が、容易に移設できない等当該場所に

第3章の2

設置することがやむを得ないと認められる場合であって、かつ、火災の発生を有効に感知し及び報知できる位置に設置されている場合は、条例に定める消防長（消防署長）の特例に係る規定を適用して差し支えない。

問6 既存の住宅において、熱式の住宅用火災警報器を設置している場合、条例により煙式の住宅用火災警報器の設置を指導するのか。

（答）平成18年6月1日に現に存する住宅において、熱式住宅用火災警報器が設置されているもの（寝室その他の条例で規定する部分に設置されている場合に限る。）については、条例第30条の6を適用し、条例第30条の2第1号の住宅用火災機器が設置されているものとみなして差し支えない。

問7 「火災予防条例（例）の運用について」（平成16年12月15日付け消防安第228号）第二・1・(2)に規定する基準の特例について、既に市町村の補助事業により1ヶ所でも住宅用火災警報器が設置されている場合、すべての場所において設置が免除されるか。

（答）当該住宅用火災警報器の有効範囲の住宅の部分については特例が適用されるものであるが、その他の条例で定める住宅用火災警報器等の設置が必要な場所については、設置を要するものである。